

第4-8表（参考表） 補足的な失業扶助制度

Reference table 4-8: Supplemental unemployment assistance schemes

	日本	イギリス
制度名	求職者支援制度	所得調査制求職者手当 (Income-based JSA)
根拠法令	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(2011年10月1日施行)	求職者法 (Jobseekers Act 1995)
管理運営主体	厚生労働省、ハローワーク、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、訓練実施機関	雇用年金省が管理運営し、実際の給付は同省所管のジョブセンター・プラスで受ける。
財源	政府の一般財源及び雇用保険特別会計	一般財源(全額国庫負担)
受給対象者	雇用保険に加入できなかった者、雇用保険受給中に再就職できないまま支給終了した者、雇用保険の加入期間が足りずに雇用保険を受けられない者、自営廃業者、学卒未就職者など	原則として18歳以上年金受給年齢(男性65歳、女性60歳)未満の失業者であるイギリス居住者(ただし、16歳及び17歳のものについては例外があり)。
受給要件	以下の全てに該当する者が対象となる。 (1) 雇用保険被保険者ではない、また雇用保険の求職者給付を受給できない者 (2) 本人収入が月8万円以下の者 (3) 世帯全体の収入が月25万円以下(年300万円以下)の者 (4) 世帯全体の金融資産が300万円以下の者 (5) 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない者 (6) 全ての訓練実施日に出席する者(やむを得ない理由がある場合は8割以上の出席) (7) 訓練期間中から訓練終了後、定期的にハローワークに来所し職業相談を受ける者 (8) 同世帯の者で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない者 (9) 既にこの給付金を受給したことがある場合は、前回の受給から6年以上経過している者	(1) 職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2) 就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること (3) パーソナル・アドバイザーとの間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (4) 現在フルタイムの教育を受けていないこと (5) 拠出制求職者給付の受給資格がないこと又は拠出制求職者給付を超える生活費を必要とすること (6) 資産が16,000ポンド以下であること (7) 収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいないこと
給付水準	職業訓練受講手当:月額10万円 通所手当:通所経路に応じた所定の額	世帯構成に応じた個人手当及び各世帯の事情(障害者、年金受給者がいる等)を要件とした加算金を合わせた適用額から受給者の収入を差し引いた額が給付額となる。また、資産が一定水準以上を越えると給付が減額される。 個人手当 単身者:18~24歳 56.25ポンド/週 25歳以上 71.00ポンド/週 両者とも18歳以上のカップル: 111.45ポンド/週 一人親:18歳未満 56.25ポンド/週 18歳以上 71.00ポンド/週 (2012年10月現在)
給付期間	原則として最長1年	所得調査により低所得であることが確認され、求職者要件を満たしていれば年金支給開始年齢(男性65歳、女性60歳)まで無制限
給付実績等	2011年10月~2012年8月に受講を開始した者約9万4000人	129万人(グレートブリテン、2012年2月) (拠出制求職者給付の併給者1万8200人を含む)
備考	- 一度でも訓練を欠席したり(やむを得ない理由を除く)、ハローワークの就職支援を拒否すると、給付金が不支給となるばかりではなく、これを繰り返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となる。 - 職業訓練受講給付金だけで生活費が不足する者は、労働金庫の貸付制度を利用できる(要返済)。 - 訓練の受講料は無料、テキスト代等は自己負担。	

(注) アメリカには補足的失業扶助制度はない。

	ドイツ	フランス
制度名	失業給付II (Arbeitslosengeld II)	連帯失業手当 (ASS: Allocation de solidarité spécifique)
根拠法令	社会法典第2編 (SGB II) 「求職者のための基礎保障 (Grundsicherung für arbeitsuchende)」	労働法典第L5423条など
管理運営 主体	連邦雇用エージェンシー及び地方自治体	規則制定などの制度管理は政府、事業の管理運営は 雇用局 (Pôle emploi)
財源	連邦政府の一般財源 (全額国庫負担。ただし、受給者に対する住居費及び暖房費は地方自治体の一般財源)	政府の一般財源 (全額国庫負担)
受給対象 者	働くことが可能で生活に困窮している者 (大半は失業給付の受給期間が終了した者)	原則失業給付 (雇用復帰支援手当 (ARE)) の受給期間を満了した長期失業者。自発的に ASS の受給を選択した 50 歳以上の ARE 対象者
受給要件	(1) 15 歳以上 65 歳未満であること (2) 1 日 3 時間以上は就労できる者であること (3) 適当な仕事に就き、資産や収入を利用して自身の生計を十分に確保できない状態にあること。 (4) 資産の保有に関しては、現金は対象者及び対象者の配偶者/内縁も含む (以下「対象者等」という) それぞれが、年齢 1 歳ごとに 150 ユーロ (最低 3,100 ユーロ ~ 最高 9,750 ユーロ) 認められる。 また、年金目的の貯蓄については、別途、対象者等の年齢 1 歳ごとに 250 ユーロ (最高 16,250 ユーロ) 認められる。	(1) 離職前 10 年間に 5 年以上就業していたこと (但し、子どもを育てるために休業していた場合は、3 年を上限として子ども一人につき 1 年、就業年数の条件を軽減できる)。 なお、離職前 10 年間に就業していた期間が 5 年未満の者については、積極的連帯所得手当 (RSA: Revenu de solidarité active) を受給できる。 (2) 実際に求職活動を行っていること (但し、55 歳以上の者については免除される)。 (3) 手当を申請した時点で、家族扶養手当及び住宅手当を除く一か月の収入が、一定額 (2012 年 12 月 31 日現在、単身者 1,113 ユーロ、夫婦 1,749 ユーロ) に満たないこと。
給付水準	給付基準月額 (2012 年 1 月 1 日以降) ・ 単身者: 月額 374 ユーロ ・ 成人同士 (満 18 歳以上) のカップル: 1 人につき 337 ユーロ (基準月額の 90%) ・ 就労可能な要扶助者と同一世帯に所属する者: 299 ユーロ (基準月額の 80%) ・ 14 ~ 17 歳: 287 ユーロ ・ 6 ~ 13 歳: 251 ユーロ ・ 0 ~ 5 歳: 219 ユーロ	世帯収入に応じて給付額が決まる。 単身者の場合、 月収 636 ユーロ未満: 477 ユーロ (月額) 月収 636 ~ 1,113 ユーロ未満: 1,113 ユーロと収入の差額 (月額) 月収 1,113 ユーロ以上: 給付ゼロ 夫婦・カップルの場合、 月収 1,272 ユーロ未満: 477 ユーロ (1 人当たり) 月収 1,272 ~ 1,749 ユーロ未満: 1,749 ユーロと収入の差額 月収 1,749 ユーロ以上: 給付ゼロ (2012 年 12 月 31 日現在)
給付期間	上限無し (65 歳まで受給可能)	原則 6 か月 (更新可能)
給付実績 等	受給者 489 万人 (2010 年) 支給総額 424 億ユーロ (2008 年)	受給者 33 万 7900 人 (2009 年 12 月 31 日) 支給総額 (2009 年実績) 18.32 億ユーロ (約 2000 億円)
備考	58 歳以上の受給者は、求職活動義務を免除されている。 なお、適当な仕事の紹介を拒否するなどの義務違反者は、給付の 3 割が減額される。2 度目の義務違反者は、給付の 6 割が減額され、1 年に 3 回の義務違反で請求権がなくなる。	・ 60 歳以上の受給者で、満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は、公的年金の満額支給開始年齢 (65 歳から 67 歳に段階的引き上げ中) まで受給可能。 ・ 月に 78 時間以上の賃金労働に就いた場合、仕事を始めてから 3 か月間は仕事による収入と ASS の全額を得られる。4 か月目から 12 か月目までは、ASS の給付額から仕事による収入分が天引きされるが、雇用局から毎月 150 ユーロの特別手当が支給される。さらに、4 か月連続で月 78 時間を超えるひとつまたは複数の賃金労働に従事した場合、雇用復帰特別手当として 1000 ユーロが支給される。

資料出所 日本: 厚生労働省

イギリス: 雇用年金省 (DWP), Gov.uk ウェブサイト

ドイツ: 連邦労働社会省 (BMAS), 連邦雇用エージェンシー (BA) ウェブサイト

フランス: 政府公共サービスウェブサイト, 労働省発表報告書 *Les allocataires du régime de solidarité nationale en 2009* 等